

お客様各位

2023年10月1日

京滋信用組合

《未利用口座管理手数料の新設のご案内》

平素より京滋信用組合をご利用いただき、ありがとうございます。

当組合では、長期間ご利用のない預金口座を対象とした「未利用口座管理手数料」を新設し取扱いを開始いたします。これは長期間利用されない口座が犯罪等に不正利用される被害を防止することを目的とするものです。本手数料は、2年以上の長期にわたりご利用のない預金口座を対象としており、常日頃からの入出金、口座振替等のお取引されているお客さまの口座は対象とはなりません。

未利用口座管理手数料の詳細は次の通りです。

対象口座	2年以上未利用かつ残高が1万円未満となる口座に対し口座管理手数料をいただきます。
取扱開始	2023年11月1日（水）
対象預金種類	普通預金口座（総合口座含む）及び貯蓄預金口座
未利用口座の対象とするケース	取扱開始日以降、毎年10月31日時点において、最終ご利用日から2年以上お取引が無い口座 ※取扱開始前の期間は未利用期間（2年以上）に含まず、取扱開始日から起算して計算します。また、当該口座のお利息の組入れ及び本手数料の引落しは除きます。
対象とならないケース	対象となる口座に残高が1万円以上ある。 お取引店舗で定期性預金、当組合出資金がある。 お取引店舗でお借入れまたはカードローン契約がある。
手数料	年間 1,320円（消費税込）
未利用口座管理手数料をいただくまでの流れ	①お客様の口座が未利用口座となった場合、当組合にお届けのご住所宛てに「ご案内」を送付します。（「ご案内」が延着または到達しなかった場合でも、通常到達したものとみなします。） ②ご案内後、一定期間（3ヶ月間）経過しても、ご利用もしくは解約のお手続きがない場合に、本手数料を毎年1回対象口座から引落しさせていただきます。
未利用口座の自動解約	口座残高が未利用口座管理手数料に満たない場合には、残高全額を未利用口座管理手数料に充当し、預金者に通知することなく口座を自動解約させていただきます。この場合、解約をもって手数料未徴求分は終了し、別途ご負担はございません。 なお、ご負担いただいた未利用口座管理手数料の返却、および解約させていただいた口座の再利用には応じかねますので、あらかじめご了承ください。

ご不明な点は、お取引店までお問い合わせください。

